## ( 経済産業委員会 )

独 立 行 政 法 人中小 企 業基 盤 整 備 機 構 法 案 へ 閣 法 第四七号)(衆議院送付) 要旨

本 法 律 案 は、 特 殊法人等改革基 本法 に 基づく特殊法 人等整 蓮 合理化 計 囲 を実 施 する ため、 中 小 企 業総・ 合 事

業 寸 法 及 び 機 械 類 信 用 保 険 法 の 廃 止 等に 関 する 法 律 に 基づき中 小 企 業 総 合 事 <u>,</u> 業 団 及 び 産 業基 盤 整 備 基 金 が 解

散

亚

び

に

地

域

振

興

整

備

公

4

が

そ

の

業

務

の

部

を

廃

止

することに

伴

١J

独

立

行

政

法

人

中

小

企

業

基

盤

整

備

機

構 を 設 立 す ることと Ų そ の 名 称、 目 的、 業 務 の 範 囲 等 に 関 する 事 項 を定 め ようとする も の で あ っ て、 そ の

主な内容は次のとおりである。

独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 以 下 機 構」 という。) は、 中 小 企 業 者 そ の 他 の 事 業 者 の 事 業 活

動 に 必 要 な 助 言 研 修 資 金 の 貸 付 け、 出 資、 助 成 及 び 債 務 の 保 証 地 域 に お け る 施 設 の 整 備 共 済 制 度

の 運 営 等 の 事 子業を行 ľί もっ て中小企業者その 他 の 事 業 者 の 事 業 活 動 の 活 性 化 の た め の 基 盤 を 整 備するこ

とを目的とする。

機 構 の 資 本 金 ば 政 府 及び政 府以外の 者 から出 資があっ たものとされた金額 の合計額とする。 政 府 たは、

必 要 が あると認めるときは、予算で定める金 額 の範 囲内におい て、 機構に追加して出資することができる。

 $\equiv$ 機 構 に 役 員 ع Ū て、 理 事 툱 及 び 監 事 三人を置くととも اتر 副 理 事 툱 人 及 び 理 事 八 人 以 内 を 置 くこと

が で っきる。 ま た 理 事 長 及 び 副 理 事 長 の 任 期 は 兀 年 غ Ų 理 事 及 び 監 事 の 任 期 は 二年 とする。

兀 構 は の 的 達 成 る た め 創 業 及 び 経 営 革 新 支 援 の た の 出 資 、 小 企 業 者 の 事 業 活 の 助

め

中

動

^

言

中

小

企

業

大学

校

に

お

け

る

人

材

養

成

及

び

研

修 、

小

規

模

企

業

共

済

事

業、

中

小

企

業

倒

産

防

止

共

済

事

業

中

小

機

目

を

す

企 業 者 の 行 う 連 携 及 び 共 同 化 事 業 並 び に 集 積 活 性 化 に 必 要 な 設 備 資 金 の 貸 付 け、 1 ン 丰 ュ ベ ı シ ∃ ン 施 設

**ത** 整 備 新 事 業 創 出 促 進 法 等 に 基 づ < 債 務 保 証 等 の 業 務 を 行 う。

五 機 構 は 主 務 大 臣 の 認 可 を 受 け て、 金 融 機 関 に 対 ŕ 資 金 の 貸 付 け 等 の 業 務 の 部 を 委 託 することが

き る。

六 補 助 金 等 に 係 る 予 算 の 執 行 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 の 規 定 を、 機 構 が 交 付 す る 助 成 金 に つ しし て 準 用 す る。

七 機 構 は 業 務 ご とに 経 理 を X 分 ŕ そ れ ぞ れ 勘 定 を 設 け て 整 理 するとともに、 各 勘 定 に お け る 中 期 目 標

**ഗ** 期 間 の 終了 時 に お け る 積 立 金 の 取 扱 L١ に つ L١ て 所 要 の 規 定 を 置

八 機 構 は 債 務 保 証 を 行 うた め の 信 用 基 金 を 設 け

九 機 構 は 経 済 産 業大 臣 の 認 可 を受け て、 長 期 借 入金をし、 又は 中 小 企業基 盤 整 備 債 券を発行することが

できる。

+ 機 構 の主務大臣、 主務省及び主務省令は、 経済 産業大臣及び一部の業務に関する事項 に つい ては財務大

臣、経済産業省、主務大臣の発する命令とする。

十一 所要の罰則規定を設ける。

こ の 法 律 の 施 行 日 は 部 を 除き、 政 の府が、 平成十六年三月三十一日までに 中 小 企業信 用 保 険 等 の 業

務 を、 中 小 企 業 金 融 公 庫 又は 中 小 企 業 金 融 公 庫 の 権 利 及 び 義 務 を 承継する法 人に 行わせ る の に 必 要 な 措 置

を 〕 講 ず る た め に 定 め る 法 律 の 施 行 の 日 か 5 施 行 す

十 三 機 構 は 独 立 行 政 法 人 通 則 法 第十 七 条 の 規 定 に 関 わ らず、 中 小企業総合事 業団法及び **機** 械

法 の 廃 止 等に 関 す る法 律 の 施 行 の 時 に . 成 立 する。

十四 機 構 は 四 の 業務以外に工業 再配置業務、 産炭 地域経過業務等の特例の業務を行う。

類

信

用

保

険